



ニュース・レター

N E W S L E T T E R

令和7年2月発行

第33号

2025.2

みなさんの暮らしと法テラス

日本司法支援センター

日本司法支援センター（通称「法テラス」）は、平成18年4月10日、総合法律支援法に基づいて設立されました。総合法律支援法は、司法制度改革の一環として制定された法律であり、法テラスは、すべての人と司法を結び架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を使命としています。法テラスは東京に本部を置いているほか、全国47都道府県に合計103箇所の地方事務所、支部、出張所、地域事務所を配置して地域に根差した司法サービスの提供に従事しています。

〈法テラスの主要な業務〉

法テラスが担う主要な業務は以下のとおりです。それぞれについて簡単にご紹介します。

1 情報提供業務

利用者からのお問合せに応じて、法制度や相談機関に関する情報を無料で提供する業務です。

日常生活で法的なトラブルに遭遇することは当たり前のことではありません。どのような法律があるのか、どのような制度があるのか、どこの誰に相談したらよいのか……、解決のヒントとなるような道案内をすることが情報提供業務の役割です。利用にあたって条件はありませんし、お電話の場合の通話料等以外に特別の費用はかかりません。ただし、一般的な法制度や窓口をご案内するにとどまってしまうので、具体的な事案についての法的見解をお知りになりたい場合には、法律相談の利用をご案内することとなります。

2 民事法律扶助業務

経済的に余裕がない方が法的なトラブルにあった際に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士・司法書士に事件を依頼する場合の費用等の立替えを行う（「代理援助」及び「書類作成援助」）業務です。

ご利用にあたっては、資力が一定額以下であることなど、利用条件を満たすことが必要となります。そのため、ご予約の際に、ご本人及び生計を同一にしている方の収入と資産を確認させていただいております（生計を同一にしている方が紛争の相手方である場合には、確認の対

象から外すことができます。）。資力基準の目安としては、大都市圏の方の場合、おひとり暮らしの方ですと収入が月額200,200円まで、預貯金等の資産が180万円以下、おふたり暮らしの方だと収入が月額276,100円まで、資産が250万円以下といった基準が設けられています。大都市圏以外の方の場合には、おひとり暮らしの方で収入が月額182,000円、資産が180万円以下、おふたり暮らしの方で収入が251,000円まで、資産が250万円以下です。ご紹介したのはあくまでも一般的なケースで、地域や家族の人数によって基準が異なります。家賃や医療費などを控除できる場合もありますので、具体的に利用条件を満たすかどうかはお近くの法テラスに確認してください。

法律相談援助は同じ案件について、1回30分、3回まで無料で利用できます。お近くの法テラスの事務所のほか、法テラスと契約をしている弁護士・司法書士の事務所などにおいても法律相談援助がご利用いただける場合があります。法テラスの事務所がお近くにない場合でも、相談可能な場所が生活圏内にある可能性もあります。また、入院中、施設入所中の方など、一定の要件を満たす場合は出張相談を利用することもできます。

代理援助、書類作成援助はいずれも弁護士費用等の立替制度です。代理援助とは弁護士や司法書士に事件を委任する際の費用の立替え、書類作成援助とは司法書士や弁護士に書類の作成を依頼する際の費用の立替えの制度をいいます。

法テラスが立て替えた費用については、分割で法テラスへ返済していただくこととなりますので、お手元にまとまった金銭がなくても弁護士や司法書士に事件を依頼することが可能となります。なお、生活保護受給中の方

等については償還が猶予、免除される場合もあります。

3 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方に対し、損害の回復や苦痛の軽減に役立つ法制度や相談窓口などの支援情報の提供を行っています。また、必要に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方や受けるおそれのある方に対し、速やかな法律相談を実施する制度も用意しています。

4 国選弁護等関連業務

刑事裁判においては、被告人には弁護人を選任する権利があります。資力が乏しく、自分で弁護人を選任することが困難な被疑者（勾留状が発せられている場合）・被告人に対しては、その請求により、国が国選弁護人を選任します。法テラスでは国の委託を受けて、国選弁護人の選任に関する業務を取り扱っています。

5 司法過疎対策業務

全国各地の中には、アクセスが容易な場所に法律事務所がなく、司法サービスを受けることが困難な地域が存在します。法テラスは、そのような地域に、法テラスの地域事務所や法律事務所を設置することで、より多くの地域の方が容易に司法サービスにアクセスすることが可能となるような環境作りに取り組んでいます。

6 受託業務

犯罪被害者、外国人事件、子どもの事件等、既存の制度でカバーしきれないが人権救済の必要がある事件について、日本弁護士連合会が弁護士費用などの援助制度を設けています。利用条件は、弁護士に依頼する必要性・相当性があることと、経済的に余裕がないことです。法テラスは、日本弁護士連合会の委託を受けて、その援助事業の実施も行っています。

〈ニーズに応じて使い分けてほしい〉

離婚でお悩みの方やひとり親の方が具体的にどのような場面でのどのようなサービスを利用することが考えられるのか、ニーズ毎にご紹介します。

●情報が知りたい、簡単に電話等で聞きたい

どのように離婚の話合いや手続を進めるか、条件はどうするか、お子さんの親権や養育費、親子交流、別居中の生活費をどうするか……離婚を考えたとき、検討しなければいけないことはたくさんあります。インターネットを使えばたくさんの情報に触れることができますが、どれが正確な情報で、どこに必要な情報があるのかの判断も簡単ではありません。そういった、とりあえず情報を知りたい、どこに相談したらいいかわからない、という場合には、情報提供業務を利用していただきたいです。

具体的には、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374

おなやみなし）にお電話していただくと、研修を積んだオペレーターから一般的な法制度や相談窓口等の情報をお伝えすることができます。そもそも自分の抱えている悩み事が法律で解決できるトラブルなのかどうか、こんなことを専門家に相談してもよいのか。情報提供業務は、そのようなお悩みを整理する最初の一步です。ご本人からのお問合せはもちろん、支援者の方からのお問合せもお待ちしております。また、法テラスのホームページからは、メールやチャットでも同様の基本的な法制度の情報や相談可能な窓口、お近くの法テラスの所在地等をご案内するサービスをご利用いただけます。

●具体的なアドバイスが欲しい

情報提供業務としてお伝えできるのは、あくまでも一般的な情報にとどまってしまう。おひとりおひとりの置かれている状況はそれぞれ異なりますので、具体的なアドバイスや分析が必要な場合も少なくありません。そういった場合には、専門家との相談をお勧めします。

民事法律扶助業務の中の、法律相談援助の出番です。法律相談援助は、資力要件等を満たす方の場合、同一の事件につき3回まで無料でご利用いただけます。予約制となっていますので、まずはお近くの法テラスまで、ご連絡いただくか地域によっては法テラスのホームページからWeb予約ができる場合もあります。ご予約をお取りするにあたって、収入、家賃、同居のご家族の有無等、資力要件等について職員から確認させていただきます。利用条件が確認できましたら、予約をお取りするために日程を調整いたします。相談場所は、法テラスの事務所の場合もあれば、法テラスと契約をしている弁護士・司法書士の事務所などである場合もあります。地域によってご案内できる日時や場所が異なりますので、ご利用になる法テラスにお問い合わせください。法律相談援助は、オンライン相談等も可能ですが、対面での相談が中心となっています。対面で相談をするメリットは、直接資料等を弁護士等に確認してもらうことができる、具体的な条件に応じたアドバイスが受けられる、といったことにあります。また、もし今後弁護士等に事件を依頼しようと思ったときに、話しやすいか、信頼できそうかなどの自分との相性を確認するヒントにもなるかと思えます。無料法律相談の3回の使い方も様々です。事前の情報収集で3回利用してもよいですし、異なる弁護士等3人に相談してみる方もおられます。交渉や調停を自力で進めながら、必要な部分で助言を受けるために随時利用する方もおられます。

●代理人として動いてほしい

実際に離婚調停などの手続を代わりに進めてほしいと判断した場合には、弁護士に事件を委任することになります。弁護士と委任契約を締結すると、弁護士等がご本人の代理人として活動をすることができます。このときにご利用いただけるのが、民事法律扶助業務における弁護士・司法書士費用等の立替制度です。

以下、弁護士に代理人として事件を委任する場合を説明します。

弁護士に事件を委任する場合、通常はまとまった費用が必要になります。弁護士の費用は一般的に、着手金（事件を受ける際に最初にお支払い頂くお金）、実費（収入印紙代、切手代など、各種手続の際に必要なお金）、報酬金（得られた成果に応じて頂くお金）の三体系になっており、契約時に着手金と実費をお支払いいただき、事件が終了する際に報酬金と不足した実費の追加費用分をお支払いいただくことが多いです。法テラスでは、これらの費用等について、立替えをする制度を用意しています。まず、着手時に着手金と実費について、ご本人に代わって法テラスから受任する弁護士にお支払いをします。立て替えた費用は、原則、月々5,000～10,000円程度の分割で返済していただいています。事件が終了する際、相手方から金銭が得られていれば、そこから報酬金のお支払いや立替金の一括精算をしていただくこととなります。得られた金銭がなかった場合には、報酬金について立て替える場合もあります。まとまった金銭が手元になくても、弁護士に委任することができるというのが立替制度のメリットです。弁護士に委任するメリットとしては、煩雑な手続を任せられる、適切な助言や検討結果が随時得られる、相手と直接連絡を取り合わなくていい等の点があります。さらに、DV等で居場所を相手方に秘匿している場合、代理人の存在はとても有意義です。これらのメリットが費用に見合うかどうかを踏まえ、事件を弁護士に委任するかどうか検討してほしいと思います。

弁護士に代理人として事件を委任する方法の他に、司法書士等に裁判所への提出書類を作ることで依頼するという方法もあり得ます（書類作成援助）。ご自身の状況が専門家への依頼が必要な状況かどうか判断がつかないということであれば、法律相談の場で弁護士や司法書士に遠慮なく質問してください。必要となる費用の目安、想定される今後の流れ、弁護士や司法書士に依頼できる事務の範囲等を確認していただくと安心です。

● 緊急を要するとき

事件化して相手方が逮捕されている場合等、相談に緊急を要する場合には、DVや犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の相談枠や受託業務を利用したほうが良いケースもあります。そういった緊急性が認められる場合には、適切な制度や相談枠をご案内しますので、お近くの法テラスにお電話いただいたうえで、緊急案件であることをお伝えください。

〈ひとり親世帯への支援の拡充〉

令和6年4月1日から、ひとり親世帯の方への支援の拡充として、民事法律扶助の立替制度の運用変更がありましたので、簡単にご紹介します。

1 未払養育費等の支払いを受けた場合

これまで、未払養育費等のまとまった支払を受けられ

た場合には、それまでに法テラスが立て替えた弁護士費用等の一括返済をお願いしていました。しかし、今後は支払を受けた未払養育費等の総額が99万円以下であれば、一括返済せずに分割払いを継続できるようになりました。分割の回数は、立替金総額と月々の返済額により、その人により異なります。事件終了後は原則3年以内にお支払いが終わる金額で返済していただけます。

2 月々の養育費に関する成功報酬

将来受け取る養育費については、支払を受けるたびに10%+税の報酬金を弁護士等に直接お支払いいただくため、法テラスへの返済だけでなく月々の養育費として受け取れる額から弁護士等にも報酬を支払う必要がありました。しかし制度変更後は、132,000円までは法テラスが弁護士等に立て替えて支払うことができるようになりました。弁護士等に報酬を別途支払う負担がなくなり、利用者の方は、報酬金も合算された立替金について、毎月の分割払いを継続して法テラスだけに返済すればよくなりました。

3 償還免除対象への追加

法テラスは立替金の返済が困難な方に対し、免除制度を設けています。免除申請の要件は、収入・資産が一定額以下であることに加え、資力の回復が困難であることでしたが、今回の制度変更に伴い、義務教育対象年齢までのお子さんと同居して扶養しているひとり親の方が養育費請求等特定事件等について免除申請をする場合には、収入・資産が一定額以下であることのみが要件となるよう、要件が緩和されました。これらの変更によって、民事法律扶助制度がひとり親世帯の方にも利用しやすくなりました。

免除申請をする場合は、①免除申請書、②免除に関する確認書、③収入・資産等を証明する資料を法テラス本部にご提出いただきますが、世帯人数等によって収入・資産の基準額が決まっており、また、収入・資産等の種類によって必要な証明資料が異なりますので、詳しくは法テラスホームページ「ひとり親世帯の償還免除制度について」をご確認ください。

〈みなさんの暮らしと法テラス〉

離婚をするときや、離婚した後、関係してくる法律的な困りごとやその内容、状況は人によって千差万別です。弁護士から見たときに、代理人の介入が必要だと判断される事案も、ご自身での解決が可能そうだと判断される事案もあります。一見似たようなケースに思えても、それぞれの事情によって判断が分かれる場合も珍しくありません。同じ事案でも、弁護士によって見立てや方針が異なることもあります。だからこそ、おひとりでお悩みを考へたり決めたりすることには苦難が伴うことも多いでしょう。そんなとき、法テラスの各種制度を利用していただくことで、少しでも進むべき道の手助けをお手伝いできればと思います。

相談に役立つ 豆知識 シリーズ 4



新人相談員
Aさん



ベテラン相談員
Bさん

養育費の取決めⅡ

③毎月の支払い、④一括払い、 ⑤学資保険、⑥住宅ローン

- A** : 養育費の取決めについて、相談者の中には、相手と今後一切かかわりたくないで、一括で払ってもらって終わりにしたいとか、養育費はいらないという方がいらっしゃいます。
- B** : そうですね、気持ちは分かります。厚生労働省の令和3年の「全国ひとり親世帯等調査結果」では、養育費の取決めをしていない最も大きな理由として、母子世帯では一番目が「相手と関わりたくない」(34.5%)となっていますし、父子世帯では一番目が「自分の収入で経済的に問題がない」で、二番目が「相手と関わりたくない」(19.8%)となっています。
- A** : お子さんの将来を考えると、相手とかかわりたくないという理由で、養育費を請求しなくてよいのかなと疑問に思ったりしています。できるだけ受け取る方向で考えてはどうですかと促していますが、なかなかその気になってくれる方は多くないですね。
- B** : それぞれ様々な事情があって、相手とはかかわりたくないのでしょうか、背中を押すのは難しいですね。
- A** : 今後、相手とかかわらないために、一括で払ってもらって終わりにすることはできるのでしょうか。
- B** : 養育費は、子どもの月々に必要な生活費ですから、月払いが原則になります。子どもが小さくて支払い期間が長い場合は、親の収入や子どもの生活環境が大きく変わりますし、取り決めた時には予測できなかった事情が生じる可能性がありますので、一括払いは馴染まないと考えられています。父母が合意すれば、一括払いも可能だとは思いますが、その後、事情の変更があれば、改めて請求することができるものですので、そのことをお互いに確認しておかないと、将来、トラブルが生じる恐れもあります。また、養育費の受取りには、原則として税金はかかりませんが、一括払いの場合には贈与税の課税対象となる場合もあります。
- A** : ほかに、子どもの学資保険について、子どもを引き取る親がもらうべきなのに、相手から、離婚後も掛け続けるから養育費から差引くと言われ、そういうものなのかなと諦めている方もいらっしゃいました。
- B** : 学資保険は、もちろん子どものためのものですが、一般的には、契約者が受取人になっていることが多いと考えられます。したがって、子どもの入学時期などに支払われる保険金は、契約者が受け取ることになり、子どもが直接受け取るわけではありません。仮に、契約者が途中で解約したとしても、子どもや子どもの親権者が異議を申し立てることはできませんよね。保険は、契約者の事情により、途中解約や中断のリスクがありますので、離婚後も子どものために継続するのであれば、離婚時に契約者と受取人の名義を変更することも一つの方法でしょう。
- また、夫婦の収入の中から掛け続けてきているものですので、基本的には、夫婦の共有財産とみなされて、離婚時には、学資保険の解約返戻金を財産分与に含めて考えるのが一般的なようです。
- A** : それから、住宅ローンがあるので養育費は払えないと言われて、仕方ないかなと諦めている方もいらっしゃいますが、どうなのでしょう。
- B** : 婚姻後に自宅を購入するケースはたくさんありますよね。夫婦の共有名義にしていたり、夫の単独名義にしていたり様々ですが、離婚となると、夫婦の共有財産ですと、分けなければならなくなります。自宅を売却する場合は、売却して得た代金(売却額)から住宅ローン残額(借入残金)を差し引いた差益について、2分の1ずつに分けるのが基本的な考え方です。オーバーローンの場合は、借入残金から売却額を差し引いて残った借入残金について、2分の1ずつ負担することになります。
- A** : 夫婦の一方が、引き続き、住宅ローンを支払っていく場合は、どのように考えればよいのでしょうか。
- B** : 自宅を売却せずに、夫婦のどちらかが単独所有者となって引き続き自宅に居住する場合は、離婚時点での自宅の評価額を査定した上で、評価額と借入残金との差額がプラスであれば、その2分の1の金額を単独所有者となる者が一方に支払って住宅ローンを引き継ぐこととなります。マイナスであれば、その2分の1の金額を単独所有者となる者が一方から支払いを受けて、住宅ローンを引き継ぐこととなります。ただし、所有者に変更が生じる場合は、単独所有者となって住宅ローンを引き継ぐことができるかどうかについて、住宅ローンの金融機関の審査が必要になりますし、譲渡税が発生することもありますので、金融機関や税務署への確認が必要になるでしょう。
- よくあるのは、単独所有者が自宅に居住せず、一方が子どもと共に自宅に住み続け、単独所有者が住宅ローンを支払い続けるという場合です。この場合は、養育費の支払終期と住宅ローンの支払終期が違っていることもありますので、養育費の代わりに住宅ローンを支払うという形にはしないで、養育費の支払を受けつつ、自宅の賃貸契約を締結して相応の家賃を支払い、住宅ローンは単独所有者が支払い続ける形にすることが考えられます。こうすると、仮に、単独所有者が住宅ローンを支払えなくなった場合の自宅の売却や立ち退きなどの措置に対する不安を一定程度軽減させることができると考えられます。
- A** : なかなか難しい問題を含んでいることが分かりました。

日々シリーズ
雑感

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取組み



日本最古といわれる道後温泉

愛媛県 松山市 母子・父子自立支援員 **井手内 美香**

松山市は、日本最古といわれる道後温泉、現存12天守の一つである松山城などのほか、恵まれた自然景観や多くの史跡、文化財、句碑をはじめとする伝統ある地方文化を有しています。特に、道後温泉は平成31年から営業しながら保存修理工事をしていましたが、約5年半ぶりに令和6年7月から全館で営業を再開しましたので、皆さまに是非お越しいただきたいと思っています。

さて、昭和39年に母子福祉法が制定されてから60年。その間、寡婦・父子が対象となったり、相談員の名称が母子・父子自立支援員と改称されたりと、母子・父子の子育てスタイルに呼応して、支援員の業務は大きく変化しました。

私が母子相談員として採用された当時の業務は、相談に応じ、自立に必要な情報の提供や、関係機関との連携・調整をすることでしたが、現在は相談に応じながらアセスメントを行い、個々の状況に合わせて必要な情報提供・支援などに繋げることが主な業務となっています。従来の待つスタイルから、積極的に関わっていくスタイルに変化してきたと感じています。

私がひとり親の方にもっと知っていただきたい、もっと積極的に行動していただきたいと思うことがあります。それは、養育費の確保の重要性です。養育費は親ではなく、子どもの大切な権利の一つですが、以前は精神的苦痛から解放されるために離婚を急ぎ、養育費の確保に目を向けられていない方が多くいました。それが最近では、離婚後の生活を見据えて、事前

に養育費制度を調べる方が増えてきたように思います。こういった良い傾向が見える反面、養育費の取決めをしても、約束どおりの履行がされるとは限りません。長続きするためには、例えば、こどもの成長の様子を知らせるなどして、別居親にこどもへの愛情や関心を深めてもらい、親としての経済的な責任を果たすことが、こどもの成長を支える上でとても大切なことだと気付いてもらうことも、一つの方法だと思います。ひとり親の方には、こどもの気持ちに寄り添い、できる限り養育費の確保に努めてもらいたいです。

また、民法の一部改正が令和8年5月までに施行されますが、これにより養育費・親子交流などを巡る新たな課題が出てくると思っています。その中で私は支援員として、こどもの意見や権利を尊重することを伝えつつ、親とこどもの両者に寄り添った支援をしていきたいと思っています。当事務所では、女性相談支援員や松山公共職業安定所、市社会福祉協議会等の相談窓口が一つのフロアに集約されており、様々な相談に即応できる態勢が整えられています。こういった取組は本市の特色であるため、今後もこの強みを活かして支援していきたいです。

最後になりますが、私は平成27年に厚生労働大臣感謝状をいただき、令和5年に内閣府特命担当大臣表彰を受けました。勤続20年の支援員としての取組が認められ大変喜ばしく思っていますが、これに慢心せず、今後も親とこどもの両者が将来的に自立することができる支援を心掛け、精進していきます。



幅広く多様な相談にのってくれる頼もしい存在



チーム力が持ち味。緊張の中でもほっとする瞬間

お知らせ

今年度の地域研修会につきましては、8地域全てにおいて何とか開催することができました。ハイブリッドでの実施におきましては、機材の設定等で不備があるなど、ご迷惑をお掛けしたこともありましたので、この場を借りてお詫びいたします。

さて、研修会としましては、残すところ、2月26日開催予定の「養育費等の相談支援に関する全国研修会」のみとなりました（このニューズレターがお手元に届くころには終了しているかもしれません。）。全国研修会につきましては、全国母子・父子自立支援員研修会と合同で開催したこともありますが、今年度は、それぞれが掲げるテーマや開催形式により、同じ時期に開催することは難しいと判断いたしました。当センターにおきましては、第一部を講義（オンライン型）、第二部を班別演習（集合型）とさせていただきます、講義につきましては、皆様の関心事である民法等の改正の概要を取り上げ、法務省民事局にお願いしております。ところが、全国研修会の開催通知を発送しましたところ、数日で、定員を超える応募があり、また、ZOOMの契約の制限の関係もあって、参加をご希望される多くの皆様にお応えすることができなくなってしまいました。大変、申し訳ありませんでした。

なお、3月下旬に開催予定の全国母子・父子自立支援員研修会においても、法務省民事局による民法改正の概要についての講演が予定されているようですので、

そちらへの参加もご検討いただければいかがでしょうか。

【2024年度の地域研修会実施一覧】

- 8月1日（木）北海道地域研修会（札幌市）（オンライン型）
- 9月6日（金）中部地域研修会（名古屋市）（※）
- 9月26日（木）中国地域研修会（広島市）（※）
- 10月17日（木）関西地域研修会（大阪市）（※）
- 11月8日（金）東北・北海道ブロック研修会（仙台市）（オンライン型・仙台市と共催）
- 11月29日（金）四国ブロック研修会（高知市）（集合型・高知県と共催）
- 12月19日（木）九州地域研修会（福岡市）（※）
- 1月17日（金）関東地域研修会（豊島区）（※）
- 2月26日（水）養育費等の相談支援に関する全国研修会（※）

（注）※印は、オンライン型と集合型の同時実施を示す。



編集後記

- ★昨年の夏は、今までに経験したことがないほど暑い日が続きましたが、秋になるとめっきり涼しくなり、年末から年明けに掛けては、厳しい冬が舞い戻ってきました。衣替えも仕舞ったり出したりで、体調管理が難しい季節の移り変わりでした。これからは、春に向かって、気持ちも晴れやかに前向きに、令和6年度の締めくくりの最も苦しい入札作業に突き進んでいきます。（まひ）
- ★昨年4月に副センター長の仕事に就いて以来、あっという間に9か月が経過し、新年を迎えることになりました。この間、国内外で様々な動きがありますが、このような時だからこそ日々の仕事を着実に積み重ねていきたいと思えます。引き続き、現場の皆様の役に立つ支援に努めて参ります。（陽）
- ★今年度の研修会も準備を入念にして行ってもトラブルが起こりハラハラする事がありましたが、もう少しで全部終了です。私事ですが、孫が6歳8か月になりました。4月から小学生になるのでランドセルを買われました。値札を見てランドセルの金額にびっくり！！頑張って働きます（笑）（エビ）
- ★出張の朝、華やかな装いの外国人の女性に道を尋ねられた。難しい道案内で交番まで案内する事にした。別れ際、お礼と共に黄色の花を髪につけてくれた。ハイビスカスの造花だった。すれ違うお仲間と思われる外国人達がビューティフォ〜と通りすがりに声をかけてくれた。花言葉は「輝き」。今年は光明磊落に過ごしていきたい。（RT）

養育費等相談支援センター（こども家庭庁委託事業）

（公益社団法人 家庭問題情報センター）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03 (3980) 4194

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp